

- (令和7年10月1日施行 児童福祉法等の一部を改正する法律)

規制改革の内容

特例措置前

- 保育士試験は、毎年1回のみ都道府県が実施している（回数制限はなし）
- 都道府県へ年2回の実施について通知するも、インセンティブが働かず実施されない

特例措置

- 2回目の保育士試験を促す仕組みとして、3年間は当該区域内のみ有効の「地域限定保育士制度」を創設
- 都道府県が通常試験を2回以上、又は地域限定保育士試験を実施しない場合、特区内の政令市が地域限定保育士試験を実施することができる
- 実技試験を保育実技講習会に代えることができる

効果

地域における保育士の確保に寄与

規制改革の概要

地域限定保育士の創設 地域における保育人材の確保に寄与



平成27年度：地域限定保育士の合格者は
全国の合格者の1割以上

保育士候補の掘り起こしに高い効果

平成28年度：地域限定保育士試験が
きっかけとなり、全国的に通常試験が年2回に



令和7年度：児童福祉法等の一部を
改正する法律の施行により、
地域限定保育士制度を一般制度化

